

「急いでいるときこそ一呼吸 譲る気持ちで運転を」 H26年度最優秀交通安全標語

1. 今月は長期休暇明けによる気の緩み、残暑による寝不足、注意力散漫、夏の疲れが出る時期でもあり、そして、期末による慌しさが重なる月です。自動車運転は勿論ですが、皆様から頂いたヒヤリハットには自転車によるものが増えてきております。自転車運転にも充分注意を払ってください。

先月は自動車運転中の対自転車でしたが、今月は自転車運転する側の運転ポイントをお知らせします。

2. 安全運転のポイント

運転免許のいない自転車は、便利で手軽な移動手段として多くの人々に利用されています。その一方で、交通秩序を乱す危険な乗り方をする人も少なくありません。自転車も交通社会の一員であり、事故を起こさない安全な走行を心掛ける必要があります。そこで自転車の通行ルールや安全走行のポイントをまとめました。

自転車運転のポイント

■自転車は車道の左端通行が原則

自転車は「軽車両」であり、車両の中に含まれますから、歩道と車道の区別のあるところでは車道通行が原則であり、車道の左端に寄って走行します。

又、自転車は路側帯を通行することが出来ますが、その場合は、道路の左側の路側帯を通行しなければなりません。**(右側の路側帯を通行すると、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金/H25年12月1日施行)**

尚、白線2本の実線の道路標識のある路側帯(図1)や歩行者の通行を妨害する場合は通行できません。

※路側帯とは、歩道の無い道路に、道路標示(白線)によって区分された部分をいいます。

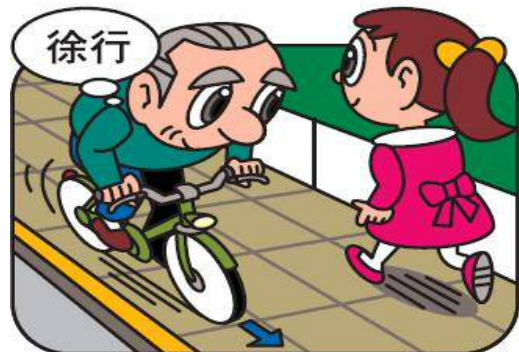


■歩道通行時は車道寄りを徐行

自転車が次の場合には例外として歩道を通行することが出来ます。

- ①道路標識などで自転車の通行が認められている歩道
- ②13歳未満の子供
- ③70歳以上の高齢者
- ④車道の通行に支障がある身体障害者
- ⑤車道や交通の状況により、安全を確保する上で歩道を通行することがやむを得ない場合

歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りを徐行するとともに、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止しなければなりません。



■安全走行のポイント

①飲酒運転をすると、危険を見落とししたり、ハンドルがふらつくなど、事故につながる危険が非常に高まります。自転車の場合も飲酒運転は禁止されております。**(5年以下の懲役または100万円以下の罰金)**

②見通しの悪い場所で安全確認をせずに飛び出すと、出会いがしら事故につながる危険があります。一時停止の標識や表示のある場所は勿論、そうでない場所でも見通しの悪いところでは一時停止して安全確認しましょう。又、後方の確認をせずに進路変更をすると後続車と衝突する危険がありますから、進路変更のときは必ず後方確認しましょう。



③携帯電話やスマホの操作、ヘッドホーンで音楽を聴きながら走行すると、周囲への注意がおろそかになって歩行者などと衝突する危険があります。「ながら運転」はやめましょう。



④自転車の二人乗りや並進は危険な行為であり、禁止（幼児との二人乗りには例外があり、「並進可」の標識のある場所は2台までは並進可）されていますからやめましょう。又、夜間は必ずライトを点灯して走行しましょう。

⑤子供を乗せるときや子供が自転車に乗るときは、万一の転倒などから子供を守る為にヘルメットを着用させましょう。

⑥自転車に乗る前には、ブレーキがきちんと利くか、ライトが点灯するかなどを点検し、整備不良の自転車に乗車することのないようにしましょう。又、ブレーキが無いまたは基準に適合しない自転車で走行すると、警察官から検査の為に自転車の停止を求められたり、運転の停止を命じられます。**（警察官による停止に従わない、検査を拒否・妨害するなどの行為は、5万円以下の罰金/H25年12月1日施行）**

ブレーキがない、基準に適合しない自転車での公道走行は禁止であることを理解し、絶対に乗らないようにしましょう。



自転車でも加害者になれば高額な損害賠償責任が発生することも！

交通事故が発生した場合、自転車は常に被害者であるとは限りません。自転車で歩道を走行中に歩行者と衝突し歩行者を死傷させた場合には、自転車は加害者となり、状況によっては高額な損害賠償が命じられることもあります。実際、損害賠償が5,000万円を超える事例もあります。その点をしっかりと認識して安全走行に努めるとともに、TSマーク制度を利用するなどの備えをするのもよいでしょう。

